

答弁書第三五号

内閣参質一九六第三五号

平成三十年三月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 伊達 忠 一 殿

参議院議員糸数慶子君提出沖縄県辺野古沿岸域の地層に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員糸数慶子君提出沖縄県辺野古沿岸域の地層に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、衆議院議員赤嶺政賢君提出辺野古沿岸域における活断層の存在の可能性に関する質問に対する答弁書（平成二十九年十二月十五日内閣衆質一九五第九一号。以下「九一号答弁書」という。）一についてでお答えしたとおりである。

二について

先の答弁書（平成二十九年十一月二十四日内閣参質一九五第一三三號。以下「一三三號答弁書」という。）五から七までについてでお答えするに当たっては、地質学の専門家から意見は聴取していない。

三について

九一号答弁書二についてでお答えしたとおり、御指摘の「辺野古断層」及び「楚久断層」（以下「両断層」という。）について、御指摘の文献において御指摘の記述があることは承知しているが、これらの記述は必ずしも両断層が活断層であることを示すものではないと認識している。

なお、九一号答弁書一についてでお答えした文献においては、両断層が活断層であることを示す記載は

ないと承知している。

四について

御指摘の推定地層断面図は、平成九年に実施したキャンプ・シュワブ水域の現況調査の結果を基に作成されたものである。

いずれにしても、一三号答弁書五から七までについてでお答えしたとおり、既存の文献によれば、辺野古沿岸域における活断層の存在を示す記載はないことから、両断層に係るものも含め、辺野古沿岸域に活断層が存在するとは認識していない。

五について

お尋ねの「活断層の存在の有無を示す科学的なデータ」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

六について

お尋ねの「政府とは異なる見解をもつ専門家」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにしても、一三号答弁書五から七までについてでお答えしたとおり、既存の文献によれば、辺野古

沿岸域における活断層の存在を示す記載はないことから、両断層に係るものも含め、辺野古沿岸域に活断層が存在するとは認識していない。

